

令和 6 年 6 月 17 日現在

機関番号：47118

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01309

研究課題名(和文) フランスにおける移民第二世代の学力及び学業成功と就業率の相関に関する研究

研究課題名(英文) A study on the relationship between academic ability, academic success, and employment rate among second-generation immigrant students in France

研究代表者

橋本 一雄 (Hashimoto, Kazuo)

中村学園大学短期大学部・幼児保育学科・准教授

研究者番号：30455084

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：5年間の研究期間を通じて、本研究では以下の2点について研究成果が得られたと考える。1つは、フランスの2004年宗教的標章着用禁止法制定以降の移民をルーツに持つ児童生徒の宗教的自由についての現状を論文として公表できたことである。併せて、2004年法の鍵概念となるフランスの「教育の自由」に関する歴史的な経緯を分析し、論文としてまとめることもできた。2つには、移民をルーツに持つ生徒や学生の就職に際しての困難は学業成功の状況に依存してはいるものの、とりわけイスラム系の生徒や学生に対する格差が存在していると判断される点である。後者の点は研究を継続し、概ね1年以内にその成果を公表する予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、フランスの2004年宗教的標章着用禁止法制定以降のフランスのムスリムの児童生徒等の宗教的自由をめぐる状況を明らかにすることができた。本研究期間の初年度であった2019年度の1年間はパリでの在外研究の機会に恵まれ、研究資料や文献の収集のみならず、現地での視察やインタビューを手厚く行うことができたことで、本研究の成果をより実証的なものとして公表することができた。加えて、フランスにおいて多義的な意味を持つ「教育の自由」という概念についての論考により、日本における「教育の自由」の意義について改めて問題提起をすることができたのではないかと考えている。

研究成果の概要(英文)：Through the five-year research period, I believe that this research has yielded research results on the following two points. One is that I was able to publish a paper on the current situation regarding the religious freedom of children and students of immigrant origin since the enactment of France's 2004 law prohibiting the wearing of religious symbols. At the same time, I was able to analyze the historical background of France's "educational freedom" which is a key concept of the 2004 law, and write a paper about it. Second, the employment difficulties of immigrant-origin students and students depend on the context of their academic success. However, there still seems to be a disparity, especially for Muslim students. We will continue our research on the latter point and plan to publish the results within about a year.

研究分野：憲法学

キーワード：教育の自由 社会統合 ライシテ イスラーム 移民

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、フランスにおける2004年宗教的標章着用禁止法(以下、2004年法)制定以降のフランスの学校教育に焦点をあてた研究である。研究開始当初は、2004年法施行後のフランスにおいて、公立学校でスカーフ等の着用を法律によって禁じられたイスラム教徒の生徒の宗教的自由がいかにして保障されているのかの実情に関する研究は皆無にひとしい状況であった。また、2010年には公共的な場所でブルカの着用を禁止する法律も公布され、フランスでは、移民のルーツを持つイスラム教徒のフランス「共和国」への統合を目的とした一連の法律に対する反発等により、彼らの「共和国」からの「離脱」が危惧される状況にあった。

このような状況の下、本研究では、公立学校でスカーフ等の着用を禁じられたイスラム教徒の訴えを受け止めた複数のイスラム団体が、フランス国内に独自に相次いで私立学校を設立し、当該学校の一部に対してフランス政府は私学助成を交付している事実に着目した。当該イスラム系私立学校ではスカーフ等の着用が容認されており、イスラム団体の主導の下、フランス国内ではこうした私立小中高等学校設立の動きが顕著なものとなっており、それらの学校に対して、必ずしもすべてではないものの、所要の要件を満たして政府から私学助成の交付を受けているイスラム系私立学校が着実に増加している状況にあった。

政教分離を意味するライシテの原則を掲げるフランスにおいて、「公」的空間の徹底した脱宗教化と、自由が保障される「私」的空間を厳密に区分することは、第三共和制期以降のフランスの堅固な伝統であり、イスラム系私立学校への私学助成の交付は、一見すれば、フランスの公私二分論にもとづく多文化共生の1つの態様として見ることもできる。しかし、見方を変えれば、イスラム系私立学校への私学助成の交付というフランスの教育行財政制度は、「公」的空間からイスラム教徒を分離し、「私」的領域へと追いやる制度として理解することもでき、このことが、フランス社会の分断をさらに加速させる要因となりうることも否定できないところである。近年、2011年のシャルリー・エブド襲撃事件や2015年のパリ同時多発テロ事件など、移民をルーツを持つ人々との共生のありようをめぐる、フランス社会はなお混迷を極めていく状況にある。本研究は、イスラム教徒との多文化共生を模索するフランスの現状を、上記の教育行財政制度の観点から分析しようとするものである。

### 2. 研究の目的

本研究では、フランスにおける移民のルーツを持つ人々との共生をめぐる問題のうち、学校における学業の成功と就職率の関係に焦点をあて、自由・平等・博愛の精神を「共和国」の原則として掲げるフランスにおいて、そのルーツゆえに就職上の格差を設けられたり、差別を受けたりしている事実や状況の解明を目的として、研究に着手した。その理由は次の2点にある。

1つは、2004年法の制定以降、イスラム教徒の宗教的自由を制限するものとして批判を受けてきたフランスの複数の法令(2004年法のほか、2010年のブルカ禁止法や2015年の自治体レベルでのブルキニ禁止措置問題など)の大前提となるのは、ライシテにもとづく「公」的空間における脱宗教化の徹底であり、当該法令が必要とされるのは、「公」的空間における平等性を確保するためであるとの説明が繰り返されてきた。つまり、「公」的空間における脱宗教化の法令は、名目上、イスラムフォビー(islamophobie)による特定の宗教への差別的な措置ではなく、あくまで「公」的空間の脱宗教化を図ることが「共和国」に生きる市民としての平等性や対等性を確保するための措置であるというのが立法上の建前であった。それにも関わらず、イスラム教徒のフランス社会への反発はさまざまな事件として表面化し、なお深刻化しつつある。こうした状況を踏まえるならば、フランスにおける2004年法制定以降の宗教的自由を制限する法令とその適用状況を調査・分析することにより、その対立の構造と要因を析出することができるのではないかと考えた。

同時に、2つには、本研究を開始するまでの現地調査等により、イスラム系私立学校の中には、生徒の学力平均が他校に比べ極めて高い学校が存在しているにも関わらず、当該イスラム系私立学校出身者の大学等卒業後の就職状況は、同程度の学力を持った他校の出身者に比べて劣り、イスラム系私立学校関係者が、その実感として、生徒や学生の出自にもとづく就業上の差別が存在していると認識していることをインタビューや視察の過程で捉えてきた。本研究において、こうした出自にもとづく格差や差別の実態の手がかりを見出すことができれば、フランスにおける多文化共生の現状を解明する一助になりうるものと考えられる。

### 3. 研究の方法

本研究は大きく次の3つの方法で実施してきた。

1つは、2004年法等の原則として掲げられたライシテの原則の意義とフランスのこれまでの移民政策との関係を明らかにすることである。この点は主に文献研究によるものであり、2019年度のパリにおける在外研究の機会を活用し、パリ市内の書店及びフランス国内のインターネット書店等から関連文献の購入・収集を行うとともに、フランス国立図書館においても資料を収集・閲覧し、(1)第二次世界大戦後の高度経済成長期から1980年代までの移民政策、(2)1980

年代における移民政策の転換、及び(3)1990年代以降の移民政策という3つの時代区分を立てて、それぞれの移民政策の傾向を主に公教育政策の観点から分析した。

2つには、移民のルーツを持つ生徒や学生等の就職率に関する調査であり、この点はインタビュー調査と資料文献の調査を併せて実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、文献研究を先に行った後にインタビューを含む現地調査を行うこととした。先行研究としてBaudelotらの調査結果を分析し、INSEEが公表しているデータ等の分析を行った。また、いわゆる大都市の「郊外(banlieue)」に居住する移民のルーツを持つ生徒や学生、そしてその家族等に対するインタビュー調査等を行った。

3つには、近年のフランスの動向と宗教的自由の制限をめぐる法令の関係性の分析である。3歳からの保育学校への就学義務化政策に見られるように、政策の本質的な目的が移民のルーツを持つイスラム系住人との共生や彼らの「共和国」への統合であるケースは少なくなく、マクロン政権における政策の動向を調査し分析することが、本研究の道筋を見誤らないために必要な視点であると考えられた。本研究期間の2年目(2020年度)からの新型コロナウイルス感染拡大による研究活動の制限に伴い、研究の方法や順序を一部変更し、研究期間自体も当初の計画から延長せざるを得なかったため、当初の研究計画に追加してこの3つめの研究を実施することとした。

#### 4. 研究成果

本研究では、大要、以下の2点について研究成果が得られたものと考えられる。1つは、2004年法制定以降の移民をルーツに持つ児童や生徒の宗教的自由についての状況を分析し、論文として公表できたことである。このことにより、研究の目的の1つであった2004年法制定以降の宗教的自由を制限するフランスの法令とその適用状況を明らかにすることができた。また、今日のフランス社会におけるムスリムとの対立の要因を、主に教育行財政度の観点から明らかにするための足がかりを築くことができた。加えて、2004年法の鍵概念となるフランスの「教育の自由」に関する歴史的な経緯を分析したことで、そこに内包される「自由への強制」としての実情を指摘することもできたものと考えている。

2つには、移民をルーツに持つ生徒や学生の就職に際しての困難は、多くは学業成功の状況に依存していることを分析することができたことに加え、インタビュー調査を含む現地調査等の結果として、イスラム系の生徒や学生に対する格差もまた存在しているとの仮説を得ることができたことである。この点は資料等を今度さらに継続して精緻に分析し、研究期間終了後、概ね1年以内を目途にその成果を公表する予定である。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 橋本一雄	4. 巻 54
2. 論文標題 フランス第三共和制成立期における「教育の自由」概念についての考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 47-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 橋本一雄	4. 巻 第32号
2. 論文標題 フランス情報 在外研究について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 フランス教育学会紀要	6. 最初と最後の頁 111-112
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 津田晶子 = 橋本一雄 = 中村芳生 = 水元芳 = 松隈美紀 = T.H. ケイトン	4. 巻 第52号
2. 論文標題 「世界の食と文化」授業実践報告：グローバルな視点で食育のできる栄養士・保育士育成に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 163-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本一雄	4. 巻 第52号
2. 論文標題 フランスにおける2004年宗教的標章着用禁止法制定以降の移民政策と宗教的自由	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要	6. 最初と最後の頁 79-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 橋本一雄
2. 発表標題 フランスにおけるイスラム系移民の食文化とライシテ - フランス共和主義の普遍性と多様性と平等（エガリテ）の原則 -
3. 学会等名 中村学園大学ハラルプロジェクト研究2021 第6回ハラルセミナー「食の多文化共生の視点からハラルを考える」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 橋本一雄
2. 発表標題 日本から見たフランスの移民政策
3. 学会等名 リール大学大学院生及び3年次学生等対象学術講演会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 伊藤良高 = 宮崎由紀子 = 香崎智郁代 = 橋本一雄 = 岡田 愛 編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 190
3. 書名 新版 保育・幼児教育のフロンティア	

1. 著者名 伊藤良高、宮崎由紀子、香崎智郁代、橋本一雄、岡田愛、桐原誠、牛島豊広、金戸憲子、永淵美香子、中村明美、上原真幸、永野典詞、森本誠司、山口美和、伊藤美佳子、竹下徹、柴田賢一、三井真紀、胡伊青卓	4. 発行年 2022年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 194
3. 書名 新版 保育・幼児教育のフロンティア	

1. 著者名 伊藤良高 = 岡田 愛 = 荒井英治郎 編著、橋本一雄他著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 160
3. 書名 教育と教職のフロンティア	

1. 著者名 市川正人 = 小松 浩 = 倉田 玲 編著、橋本一雄他著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 憲法問題のソリューション	

1. 著者名 伊藤良高, 大津尚志, 橋本一雄, 荒井英治郎 他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 144
3. 書名 新版 教育と法のフロンティア	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------